

平成23年度第1回大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会における 委員意見とその対応について

日時：平成 23 年 6 月 28 日

場所：さいかくホール

【委員意見】	【対 応】
<p>【シカ対策】</p> <p>【P 4】 5. (2) 生息動向及び捕獲状況①生息動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライトセンサスや糞粒調査結果で生息密度等を算出し推定個体数は出せないか。 ・ 推定個体数がない状態は問題。根拠のない計画捕獲数だと、捕獲の結果が評価できない。 ・ 推定個体数は科学的な計画でもある保護管理計画では重要。 ・ 推定個体数の結果はそのつど見直せば良い。 ・ 少なくとも計画に推定個体数の算出についての取り組みを記載し、今後、算出した推定個体数をもって検討会で議論すべき。 <p>【P 7】 5. 生息の現状 (4) その他①生態系への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系についての被害の記載内容が古くなっており、箇所が限定されているので全体的な記載に変えるべき。 <p>【P 10】 6. 保護管理の目標 (2) 管理目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害金額の半減は、それだけでの記載は危険（作付けやめた場合でも数字が下がるため、シカが増えているが被害金額は半減した、といった事が起こる可能性あり）。 <p>【P 10】 7. 数の調整に関する事項 (2) 狩猟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲数撤廃の件は反対である。 ・ 理由として、狩猟者はオスの捕獲を目的としているため、メスを多く捕獲してほしいとする府の考えと一致しなくなる。また、一度緩めてしまうと戻すことが出来ない。 	<p>→個体数推定について検討する（現時点では正確な推定方法のツールがないため、今後研究機関において推定個体数の算出及びそれに基づく捕獲目標数について検討する旨を記載）</p> <p>→全体的な生態系被害の記載に変更</p> <p>→被害金額及び被害面積の半減を目標とする</p> <p>→捕獲数撤廃に銃猟におけるオスの捕獲制限を記載する。</p> <p>【本文での記載】 （このため、イノシシと同様、狩猟における 1 人 1 日当たりの捕獲数の制限をなくし、無制限とする。ただし、銃猟においてはオスは 1 日 1 頭までとする。）</p>

【イノシシ対策】

【P7】5. (2) 生息動向及び捕獲状況②捕獲状況

- ・ 個体数の増減傾向を見るためのCPUEの追加が必要

→銃猟におけるCPUEの調査結果を追加

【P13】6. 保護管理の目標 (2) 管理目標

①農林業被害の軽減

- ・ 面積の半減も含めるべき

→被害金額及び被害面積の半減を目標とする

大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会設置要綱

(名称)

第一条 本会は、「大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第二条 検討会は、大阪府が策定したシカ及びイノシシについての保護管理計画（以下「保護管理計画」という。）の実施方法、実施内容等について検討・評価を行うとともに、関係者の合意形成を図り連携して保護管理を推進することを目的とする。

(所掌)

第三条 検討会は、次の掲げる事項を所掌する。

- 一 保護管理計画の計画内容、管理目標、実行方法及び進捗状況等の検討及び評価に關すること。
- 二 シカ、イノシシの個体数管理のための年度計画の検討及び評価に關すること。
- 三 保護管理計画の見直しの検討に關すること。

(構成)

第四条 検討会は、別表1に掲げる委員で組織する。

- 2 検討会で協議すべき事案の整理、市町村との意見集約・調整のため、別表2に掲げる職員を幹事として置く。

(会長)

第五条 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、会長が必要と認める者に対し意見を聴き、説明を求めることができる。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、委員又は大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の要請により会長が招集する。

- 2 各種団体の委員は、あらかじめ会長の承諾を得て代理人を出席させることができる。
- 3 会長が認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第七条 検討会の事務局は大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課に置く。

- 2 事務局は、検討会の資料作成、検討結果のとりまとめ等、検討会の事務を処理する。

(その他)

第八条 この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

- 2 会長は、検討会の運営に關し、必要に応じて委員の意見を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表 1

分野	氏名	所属（役職等）
学識経験者	高橋 春成	奈良大学 文学部 教授
	鳥居 春己	奈良教育大学 自然環境教育センター 教授
	原田 正史	大阪市立大学 大学院 准教授
	高柳 敦	京都大学大学院 農学研究科 講師
関係行政団体	藤原 伸祐	能勢町 環境創造部 地域振興課長
	森畑 弘一	高槻市 環境部 環境政策室長兼緑政課長
	酒井 享三	柏原市 市民生活部 産業振興課長
	寺内 芳朗	河内長野市 環境共生部 環境保全課長
	天野 幸雄	岬町 都市整備部 産業振興課長
農林業団体	古川 光和	大阪府森林組合長
	天野 朝一	大阪府農業協同組合中央会 会長
狩猟団体	阪口 顯	(社)大阪府猟友会 会長
自然保護団体	高田 直俊	(社)大阪自然環境保全協会 会長

別表 2

農政室推進課長
みどり・都市環境室みどり推進課長
環境農林水産総合研究所環境研究部長
北部農と緑の総合事務所長
中部農と緑の総合事務所長
南河内農と緑の総合事務所長
泉州農と緑の総合事務所長
動物愛護畜産課長